

住宅問題はさらに深刻になっていきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策で、約四千人と推計されているネットカフェなどをオールナイト利用している住宅喪失者（二〇一八年一月「住宅喪失不安定就労者等の実態に関する調査」）への対応が大きな課題であることが浮き彫りになりました。

都は、支援団体などから強い要

請を受け、ネットカフェへの休業要請や企業の派遣切り対応で、緊急にビジネスホテルなど約二千室を手配しました。現在も、新型コロナウイルスの影響が広がるもと

で、高齢者や、女性、障害者、マインオリテイの人びとも、誰一人取り残さない安心して住み続けられる東京都政が切実に求められています。その要こそ、都営住宅です。また、入居者の高齢化で困難に

なっている自治会活動や、家族が退去を求められている承継問題も、都の都営住宅増設ストップ政策のなかで起きている問題です。

六月予定の都知事選挙では、「住まいは人権」との声を大きくして、都民とともに東京都を包囲し、石原都政以来二十年間ストップしてきた都営住宅を新規増設する都知事をつくるために、全力をあげます。（ほしみ・ていこ）

特集 東京都政の争点

障害者が尊厳をもって生きられる東京へ

党東京都議

原 のり子



一九九九年以降、市議・都議として活動してきました。そのなか

で、たくさんさんの運動とたくさんの人との出会いがありました。なかでも、障害児（者）を育てる保護者のみなさんから学んだことは本

当に大きく、また重いものです。

保護者のみなさんは、子どもたちの成長に合わせ、子どもたちが生きてゆける場所をつくりだすとりくみをずっと続けています。子どもがおとなになっても、「親亡

き後」の場をつくることまでずっと続きます。本来、社会が引き受

けなければならぬのに、そうはなっていないのが日本社会の現実です。以前、知的障害者の方の成人式に出席したとき、新成人のお

母さんが「これ以上、大きくならないでほしい」と話していたことは胸に刺さりました。子どもが成人してうれしい、子育ても一区切りと手放しでは喜べないのです。障害児の親だからそれが当たり前でしよう」というような社会は絶対におかしいのです。

東京都内で障害者手帳を所持している人は七十万七千五百十三人（今年の二月末、重複あり）で、およそ都民の二十人に一人にあたります。障害者権利条約をすえて、障害のある方がたが他の人と平等に社会に参加し尊厳を持って生きられる、家族も安心して生きられる社会に変えていかないといいけません。

保護者や障害福祉従事者のみなさんの大変な努力、ねばりづよいとりにくみに学び、応えていく政治に変えなければならぬ———そう思った思いで、昨年九月の一般質問、今年三月の予算特別委員会、総務委員会での質疑、文書質問を重ねてきました。ここでは、知的障害の方への支援を中心に書きたいと思います。

1 知的障害者の雇用促進を

私が所属している総務委員会で、都庁での障害者雇用が大事なテーマのひとつとなっています。とりわけ、二〇一八年に発覚した、中央省庁が雇用する障害者の「水増し」、「偽装」の実態は、障害者の人権と尊厳を傷つけ、雇用の機会を奪ったものであり、許されないことでした。

東京都は、水増しの実態はありませんが、雇用率は東京都の目標三%には届いていません。二〇一七年度から、それまでの身体障害者に加え、精神障害者、知的障害者の採用試験も始まりましたが、知的障害者は今日にいたるまで一人も合格者が出ていません。試験を受けられるようにしただけというのでは、あまりに合理的配慮に欠けている状態ではないかという問題意識のもと、調査をすすめてきました。

愛知県では二〇〇八年から知的

障害者に特化した正規職員採用試験を実施しています。私は、都議団のメンバーと一緒に二回にわたって愛知へうかがいました。

採用試験は小学校卒業程度で、仕事内容や通勤場所も明らかにして募集を出すので、安心して、自分の好きなことか、通いやすいかなどを事前にチェックして申し込めます。県立図書館で七年間働いているという方は、本の場所はずべて頭に入っていると話していました。そして、職場の人と相談しながら、さらに新しい仕事に挑戦していました。障害者権利条約第二十七条では、公的部門で障害者を雇用することを位置付けていますが、その意義を実感しました。

障害の特性をふまえ、一人ひとりの個性を生かせる職員採用をすすめるよう求めたところ、総務局長が、「障害者とその能力と適性に応じて働く事ができるよう、都が率先してとりくむ」こと、オフィスサポーター（非常勤職員として採用している知的障害者）制度をすすめる、「障害特性にあった職務内容や勤務条件の検証と改善を

積み重ね、都における知的障害者の雇用促進に努めてまいります」との答弁がありました。

そして、今年三月に、正規職員へのステップアップをすすめていく方向が打ち出されました。これは大事な前進です。同時に、機械的に障害のない人の働き方にあてはめるのでは本末転倒です。合理的配慮を十分におこなうこと、また、愛知のように、さまざまな個性を生かせる雇用の創出や、障害特性に配慮した採用試験の実施にとりくむことを総務委員会で求めました。

2 障害のある青年・成人の余暇活動

なわれている余暇活動の場を利用して知的障害の青年は、「仕事のあとに、みんなで話すのが楽しみ」、「好きなことができる」と生きいきと話してくれます。

二〇一六年三月、都議会は、「障害のある青年・成人の余暇活動に関する請願」を全会一致で採択しました。これを機に、余暇支援の場への補助もできるようになりました。しかし、活用している自治体は、わずか九自治体です。

障害者権利条約第三十条では、文化的な生活、余暇活動が位置付けられています。本来障害のあるなしにかかわらず、労働時間以外の時間も余分な時間ではなく、生きていくために必要な時間です。しかし障害のある方たちにとってその環境が十分ではありません。

都の補助の活用を広げて、障害のある青年が安心して自分らしくすごせる居場所、余暇支援を広げることが必要ではないかと質問したところ、「多くの区市町村でこうしたとりくみが進むように働きかけてまいります」との答弁がありました。これは重要な一歩で

す。昨年六月には、東久留米市議会でも余暇支援を求める請願が趣旨採択になっています。補助の拡充、そして現在この問題を国会でとりあげている宮本徹衆院議員はじめ党国会議員団と連携して、国としても位置付けるよう求めていきたいと思えます。

3 医療機関での知的障害者への対応について

これはどうしてもとりあげなければならぬと強く思ったのが、障害者に対する医療機関での差別的な対応です。障害者に理解があるはずの医療機関で起きていることを見逃すことはできません。

ある方は、月経不順で病院に行ったところ、「どうせ子どもを産むわけではないのだから問題ない」などと医師から言われたそうです。また、ある方は、糖尿病のため目の定期検診を受ける必要があり病院に行ったが、「どうせ治療できないから」と医師に言われたといえます。知的障害の方だけ

ら、わからないだろうと思ってしまうのではないかとということが本場に問題だと思えます。

こういうことが、一件二件ではなく、たくさん起きていることを知り本当に胸が痛みます。障害者やそのご家族が、差別や無理解のなかで悲しい思いをしている。そして、障害者を受け入れる病院が少ないため、多くの方が我慢しているのです。

抜歯で全身麻酔が必要で入院した方は、個室に誘導され、周りに迷惑をかけられないからと断れず、差額ベッド代を負担したといえます。本来、治療上の必要があつて個室に入ってもらう場合は、自己負担にならないはずですが、実際にはこういうことが起きています。障害者権利条約をふまえ、障害者差別解消条例を制定している都として、早急に改善されなければならぬ問題です。

福祉保健局長は、「障害者ご本人やご家族が悲しい思いをされたことはまことに残念」との認識を示し、「職員一人ひとりの障害者への理解と人権意識が高まるよう

人権研修等をおこなっており、引き続き実施してまいります」と答弁しました。

十分な答弁とは言えず、さらに今後もとよりくまなければなりません。人権問題であるということを確認にできたことは重要だと考えています。

4 知的障害者の健康審査やがん検診について

自分の症状を訴えにくい知的障害の方にとって、健康診査やがん検診を受けることは、病気の早期発見・早期治療などのために大事なことです。

しかし、知的障害者の場合、何をされるかわからない不安がある、慣れないことをするのが難しい、注射器が怖い、レントゲンで息を吸って止めて、しばらくじっとしているというところは難しいなどの理由で受けられない場合があります。

知的障害の方が、健康診査やがん検診を受けやすくする環境整備

の必要性について、知事は、「都民一人ひとりが健康を増進、維持するには、主体的に健康づくりにとりくむとともに、定期的に健康審査を受診し、病気の早期発見、早期治療につなげることは重要でございます。知的障害者は、言葉による説明を理解しづらい、また、理解できても、話す、書くといった表現が苦手な方もおられることなどを踏まえまして、実施主体である区市町村において、健康審査やがん検診を受診しやすい環境を整備していくことは必要と、このように認識をいたしております」と答弁しました。

このテーマで知事が認識を示したのは初めてです。この認識に立って、都としてどうするのか。私は、すぎなみ障害者生活支援センターが二〇〇四年からとりくんでいる、人間ドックのとりくみに学ぶことを提案しました。

驚くのは、きめ細かい配慮をおこなうことにより、胃の検査や採血を受けられない人はほとんどいないということです。事前の医療従

事者への研修が大きな力を発揮しています。このとりくみは、国の重度知的障害者施設「のぞみの園」が出している、高齢知的障害者の支援マニュアルでも、先駆的事业として紹介されています。

担当局長は、区市町村担当者連絡会で、知的障害者を含めた都民が利用しやすい体制を整備するよう働きかけると答弁しました。

5 障害者歯科保健医療の充実と医療費助成の意義

これに続けて、予算特別委員会で障害者歯科の充実を求めました。東京都の実施した「障害がある方の歯と口に関するアンケート調査」は、障害者施設を通じて、利用者本人、保護者、施設職員から二万千八百十九人にもおよぶ回答が寄せられました。私も、何人もの保護者の方から、本当に困っているから一生懸命書いて提出したと伺いました。知的障害の方

が、症状を上手に表現できず、気がついた時には悪化してしまっ

ているというケースが多々あり、安心して通える歯科の充実や、日ごのからの歯科健診の充実は切実なのです。

知的障害や発達障害の患者さんに対し、時間をとって治療をしているクリニックやパーテーションや個室を整備しているクリニックなどへの支援、また、保健所での歯科健診復活などを求めました。

多摩療育園の建て替え後、外来用の歯科ユニットを一台から三台にふやし、重症心身障害児者の歯科診療を充実させていくことも答弁がありました。そのうえで、知事に、障害者歯科の重要性について認識を聞いたところ、障害のある方の歯科健診、歯科治療、専門的な歯科医療機関など「環境を整えることは重要」との認識を初めて答弁しました。

そのうえで、経済的負担の軽減について聞きました。障がい認定が軽ければ、虫歯や歯周病も軽いついというわけはありません。都のアンケートには、残念ながら経済的負担についての質問がありませんでしたが、アンケートのま

めで、「歯科に通っていない理由」として、金銭的な問題をあげた意見もあつたと書かれています。

障害者医療費助成（注）の拡充は、すべての障害者の健康のため切実です。都は、障害者のみなさんの運動により、昨年一月から、それまで対象になっていなかった精神障害一級の方へも拡充しました。その成果をどう見ているかたずねると、「経済的負担が軽減される」との答弁でした。これが重要です。

障害者医療費助成の拡充を求める運動はずっと続いており、昨年八月の厚生委員会で、請願が継続審査になっています。この請願の紹介議員は、共産党（十八人）と生活者ネット（一人）だけですが、全体で一致して継続審査になったのです。さらに、公明党が予算要望のなかに、知的障害者（児）を対象に都が独自に発行している「愛の手帳」3度・4度の

方たちの医療費負担軽減を盛り込みました。運動が議会を動かしています！
運動のなかでは、たくさんの声

を冊子にまとめて都議全員に届けるというとりくみもなされました。「親が八十歳を越え、障害のある息子も五十歳を超えますと身体の方も若い時と違い病院に行く機会が多くなり、親子で病院通いが始まる年齢になってきました。医療費の三割はとてとても払っていけない状態です。歯医者に行って治療しますと、三千円かかります。夫も亡くなり年金生活ではとても苦しいです」。長年の

運動、医療費の拡充を願う声にこたえて、健診や治療の経済的負担軽減をすすめるのかどうか、都政が問われています。

障害者（児）福祉充実にとりくむ都政に前進させるために力をあわせて頑張りたいと思います。

（注）心身障害者医療費助成制度Ⅱ「身体障害者手帳」1級・2級（内部障害者は3級まで）、「愛の手帳」1度・2度、「精神障害者保健福祉手帳」1級の方が対象。本人が住民税非課税であれば負担なし。対象にならないと医療費三割負担。

（はら・のりこ）